認可地縁団体制度の見直しについて(令和4年度施行分)

地方自治法及び地方自治法施行規則の改正により変更となった事項について, 概要をお知らせします。

- 1 認可地縁団体における書面又は電磁的方法による決議の規定の創設 (令和4年8月20日施行)
 - (1)地方自治法又は規約により認可地縁団体の総会において決議をすべき 場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による 決議を行うことが可能となります。
 - (2)地方自治法又は規約により認可地縁団体の総会において決議すべきものとされた事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなされます。ただし、電磁的方法により決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。(複数の方法を示すことも可能) 電磁的方法に該当し得るものとしては、電子メール、ウェブサイト、アプリケーション等を利用する方法、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等があります。
- 2 認可地縁団体の解散に伴う清算人による債権者に対する債権の申出の催告 に関する公告回数の見直し(令和4年8月20日施行)

認可地縁団体が解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数が三回以上から一回となります。